

PwC Tax Insight (No.16/2018)

歳入局が ROH/IHQ に代わる新税務 恩典制度として IBC を発表

Issue 11 Oct 2018

pwc

.....
歳入局が ROH/IHQ に代わる新
税務恩典制度として IBC を発表し
ました。
.....

2018年10月10日、歳入局はタイを地域統括センターとして促進させるための新税務恩典制度を発表しました。新制度は、現行のROHおよびIHQに代わるものとなります。OECDの報告書において、IHQが「有害税制」に該当すると指摘されていたことへの対応と考えられます。

ROH / IHQ	IBC
旧ROH	税務恩典
<ul style="list-style-type: none"> 申請受付終了 既存の旧ROHは、2020年まで現行恩典を使用可能 旧ROHはIBCに移行することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率： <ul style="list-style-type: none"> 支出経費6,000万バーツ以上 : 8% 支出経費3億バーツ以上 : 5% 支出経費6億バーツ以上 : 3% 関係会社から受け取る配当金について法人税免除 財務センター(TC)機能から生じる所得にかかる特定事業税免除 IBCにフルタイムで従事する外国人の個人所得税率は15%に固定 IBCが非居住者に支払う配当金/利息にかかる源泉税免除
新ROH	
<ul style="list-style-type: none"> 2015年11月15日に登録受付終了済 既存の新ROHは、10~15年間、現行恩典を使用可能 新ROHはIBCに移行することも可能 	
IHQ/ITC	要件
<ul style="list-style-type: none"> 申請受付終了 既存のIHQ/ITCは、15年間、現行恩典を継続可能 IHQはIBCに移行することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金:1,000万バーツ以上 タイ国内での支出経費:最低6,000万バーツ 従業員数:最低10名以上(財務センターとしての業務のみを行う場合は5名以上) 新旧ROH/IHQからIBCに移行する場合、上記支出経費の要件は適用されず、従前の新旧ROH/IHQの要件が適用される

重要事項

- IBC制度では、オフショア所得とオンショア所得の区別およびそれぞれの所得に対する異なる税率の適用は、廃止されています。
- 軽減税率を適用するために求められる支出経費が大幅に増加されました。

疑問点

今回の発表では明確にされていない点が多くあります。

- オフショア関係会社の株式を売却することにより発生するキャピタルゲインに対する免税の有無
- 軽減税率の適用範囲(サービス、ロイヤルティ等の地域統括にかかる所得のみか、販売業の所得にも適用されるか)
- IBCに移行する新旧ROH / IHQが支出経費の要件を満たしていない場合の軽減税率の適用の有無

今後、追加情報が明確になり次第、お知らせします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Paul Stitt

Vanida Vasuwanichchanchai

Orawan Phanitpojjamarn

Khemika Saengmukdah

Martin Guy

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

玉木寿典 (0 2844 1470/Mobile:06 55109668) tamaki.toshinori@th.pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2018 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.